

総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名	(37) 携帯電話等に係る経費			調査対象 予算額	【参考】令和2年度(調査対象実績額)：1,089百万円 ※調査対象先からの報告額を積み上げ		
府省名	各府省	会計	一般会計 特別会計	項	—	調査主体	共同
組織	—			目	—	取りまとめ財務局	(四国財務局)

①調査事案の概要

【事案の概要】

各官署は、職員の外出先での業務上の連絡手段等として、携帯電話等を保有し、職員に貸与している。
(本調査は、平成24年度調査のフォローアップ調査として実施。)

【前回の調査結果(平成24年度の概要)】

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性	反映の内容等
<p>1. 公用携帯電話の貸与に当たっては、貸与の目的、条件等を定めた貸与基準を作成し、真に必要な者に限定して貸与すべきである。 また、公用携帯電話については、個々の利用状況等を踏まえ、予備等の使用頻度が低いものについては可能な限り廃止等を検討し、保有台数の削減を図るべき。</p> <p>2. 公用携帯電話の利用に当たっては、利用に当たって遵守すべき事項、禁止事項等を定めた管理利用マニュアルを作成するとともに、貸与者に周知・徹底することにより、経済的な利用となるよう努力すべき。</p>	<p>貸与基準についての見直しや保有台数の削減を行った。</p> <p>利用料金については引き続き使用状況に見合った最適化に努めることとする。</p>

②調査の視点

<p>1. 携帯電話等の貸与状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸与は適切に行われているか。 	<p>【調査対象年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度
<p>2. 携帯電話等の利用状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約通信容量は過大になっていないか。 	<p>【調査対象先数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府省等 43先 ・地方支分部局等(※) 363先 計406先 ※事務所等出先機関を含まない。
<p>3. 携帯電話等の契約状況について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性のある調達が行われているか。 ・端末の購入費用は高額になっていないか。 	

③調査結果及びその分析

1. 携帯電話等の貸与状況について

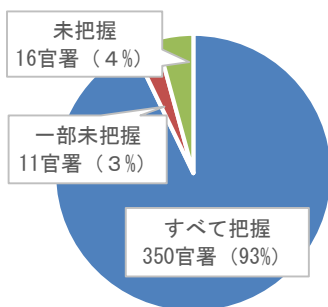
令和2年度末時点における406官署の携帯電話等(※1)の総保有台数は36,814台であり、調査対象の92.9%に当たる377官署が携帯電話等を保有していた。

また、令和2年度中に支払われた携帯電話等に係る経費の総額は約1,089百万円、1台当たりの経費は平均で約30千円であった。

このうち、令和2年度中に1度も貸与されなかったのは約2,000台あり、また、27官署は保有する携帯電話等の貸与の状況を一部または全部把握していなかった。【図1】

※1 職員個人の携帯電話にビジネス用番号を付与するサービスの利用を含む。

【図1】貸与の把握状況 (n=377)



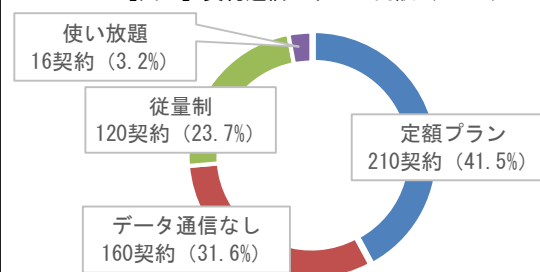
2. 携帯電話等の利用状況について

令和2年度に購入又はリース等により新規に契約した携帯電話等は約8,000台であり、このうち抽出した506契約の通信プランの内訳は、定額プランが210契約(41.5%)、データ通信なしが160契約(31.6%)、従量制プランが120契約(23.7%)、使い放題プランが16契約(3.2%)であった(※2)。【図2】

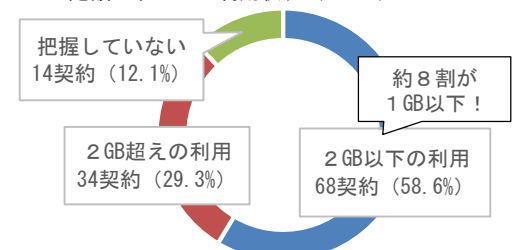
実際の利用状況について、使い放題又は4GB以上の定額プランを抽出して確認したところ、該当の契約は116件あり、そのデータ通信量が最も多い月であっても2GB以下の利用であったものが68契約(58.6%)みられたほか、データ通信量を把握していないものも14契約(12.1%)あった。

また、2GB以下の利用のうち54契約(79.4%)は1GB以下の利用であった。【図3】
※2 令和2年度に契約プランを変更したものは変更後の契約プランで整理している。

【図2】契約通信プランの内訳 (n=506)



【図3】使い放題又は4GB以上の定額プランでの利用状況 (n=116)



総括調査票 (行政経費等に係る府省横断的な調査)

調査事案名 (37) 携帯電話等に係る経費

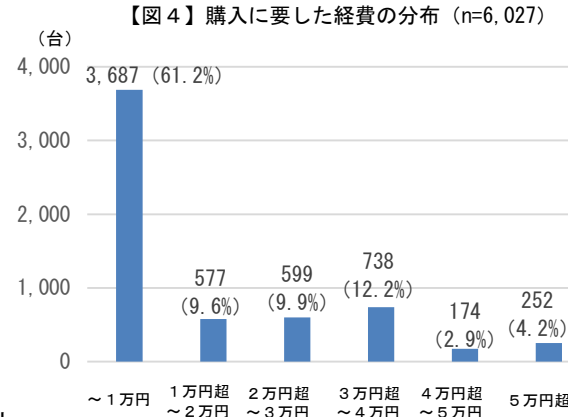
③調査結果及びその分析

3. 携帯電話等の契約状況について

(1) 携帯電話端末の購入に要した経費

令和2年度に購入された携帯電話端末6,027台について、携帯電話端末の購入に要した経費の分布をみると、最も多い分布が1万円以下で購入されたもので全体の6割以上を占める3,687台(61.2%)、次いで3万円超～4万円以下で購入されたもので738台(12.2%)となっていた。

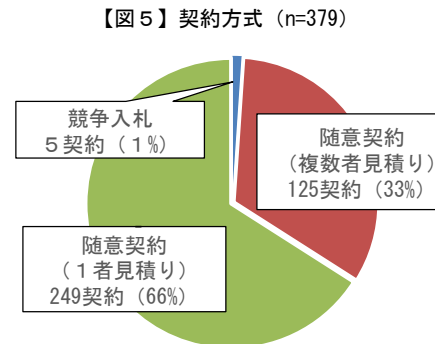
その一方で、5万円を超える携帯電話端末を購入しているものも252台(4.2%)あるなど、各官署によって携帯電話端末の購入に要する経費にばらつきがみられた。【図4】



(2) 契約方式

上記の6,027台について、抽出した379契約をみると、競争入札で調達した場合は1台当たりの購入経費で5万円を超える契約がない一方で、複数者見積りの随意契約では11契約(8.8%)、1者見積りの随意契約では40契約(16.1%)が1台当たり5万円を超えたものとなっており、競争性の高い契約方式のほうが安価に携帯電話端末を調達している状況がみられた。

また、調達にあたっての契約方式の割合を確認したところ、約7割に当たる249契約が1者見積りの随意契約で行われており、競争性が確保されていない。【図5】



○ 予算決算及び会計令

第99条の6 契約担当官等は、随意契約によるうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(3) 各官署における調達の工夫等

携帯電話等の調達に当たっては、以下の取組みを行うなどして経費の削減等に取り組んでいる官署もみられた。

- 携帯電話端末の購入費用や基本料金を削減するため、職員個人の携帯電話に公用の番号を付与するサービスを活用している官署
- 携帯電話の利用目的を踏まえ、最低限のスペックを検討し、該当する機種の中から最も安価な機種を選定している官署
- 同じ機種の携帯電話であっても、各社で価格が異なるため、必ず複数者から見積りを取るよう徹底している官署
- 個別に調達せず、本府省庁や部局等の契約担当部署が一括調達することで安価になるようにしている官署
- 多数ある契約電話の更新時に、まとめて一般競争入札を実施し、価格競争を促すようにしている官署

④今後の改善点・検討の方向性

1. 携帯電話等の貸与状況について

携帯電話等の貸与に当たっては、貸与の状況を把握したうえで、必要性を精査し、不要なものについては保有台数を削減すること。

また、貸与する場合は、貸与状況を踏まえて、必要な者に適切に貸与すること。

2. 携帯電話等の利用状況について

携帯電話等の利用に当たっては、その利用目的及びデータ通信の利用状況を踏まえ、適切な契約通信容量となるように見直しを図るべき。

3. 携帯電話等の契約状況について

携帯電話等の契約に当たっては、1者見積りの随意契約としている場合は、競争入札や複数者見積りの随意契約とすることで競争性の向上に努めるとともに、携帯電話等の利用目的を踏まえつつ、他官署の購入額抑制に向けた工夫を参考にして調達価格の低減に取り組むべき。